

# 大田区都市基盤整備部発注工事における「週休2日制確保工事（受注者希望型）」の試行について

## 1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場における「完全週休2日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。このため、令和6年度より、「週休2日制確保工事」を試行実施していくこととする。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指す取組である「週休2日制確保工事」の試行実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

## 2 対象工事

原則、令和6年7月1日以降に起工する土木工事（土木設備工事、年度単価契約工事、緊急対応工事等は除く）のうち、発注者指定型以外の工事を対象とする。なお、休日作業が必要となる工事等で「現場閉所」が馴染まない工事は、「交替制」の対象とできる。ただし、対象期間が30日未満の工事等は対象外とできる。

## 3 週休2日の考え方

### (1) 現場閉所

- ①対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- ②現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ③対象期間とは、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始される）日（以下「現場着手日」という。）から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。
- ④4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

### (2) 交替制

- ①対象期間において、4週8休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。
- ②対象期間とは、対象期間内における技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。
- ③技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。
- ④施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。
- ⑤4週8休以上とは、対象期間内に現場に従事した全ての技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

- (3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日または休日についても、現場閉所または休日日数に含めるものとする。

#### 4 工期の変更

工期の変更理由が以下の①～③に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- ①契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ③その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

#### 5 業務の流れ

##### (1) 工事発注時

発注者は、当初設計時に経費の補正は行わず、起工書、入札時の告示及び特記仕様書に当該工事が週休2日制確保工事（受注者希望型）である旨を記載する（別添1）。

##### (2) 工事契約時

受注者は、週休2日の実施を希望する場合は、現場着手日までに報告書（受注者等提出書類処理基準・同実施細目 別記様式工第108号）により、発注者に報告し、週休2日制確保工事である旨を施工計画書に明記する。なお、「交替制」の取組を希望した場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況の証明方法についても具体的に明記する。

##### (3) 工事施工時

- 1) 受注者は、広報板に「週休2日制確保工事」である旨を記載する。
- 2) 受注者は、別添3を参考とし、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画書」（以下「計画書」という。）を発注者へ報告する。（報告様式は受注者等提出書類処理基準・同実施細目別記様式工第108号（以下「別記様式工第108号」という。）による。）

この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までとする。

- 3) 受注者は、現場閉所を行う時は、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。

##### (4) 最終変更時

###### ①現場閉所

受注者は、工事完了日確定後速やかに、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」（別添4）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「別記様式工第108号」）。

発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、別添2のとおり、設計変更を行う。

###### ②交替制

受注者は、工事完了日確定後速やかに、技術者及び技能労働者の休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」（別添5）を作成し、発注者へ報告する（報告様式は「別記様式工第108号」）。

休日確保状況報告書の提出時には、技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日  
が証明できる書類を添付する。また休日率は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日  
数と対象期間日数から算出する。

発注者は、技術者及び技能労働者の休日率の実施結果に応じ、別添2のとおり、設計変更を  
行う。

## 6 留意事項

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発  
生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者における現場閉所状況または技術者及び技能労働者の休日率の確認については、各工  
事単位で行うものとする。
- (3) 週休2日制確保工事の試行実施にあたり、工期や契約金額等について、下請けへのしわ寄せ  
が生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務  
費等の補正を行う週休2日制確保工事である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等(下  
請けとの契約書の写し、下請契約の見積書等)により監督員が確認する。

## 7 その他

受注者は、週休2日制確保工事について、区がアンケート等を実施する場合は協力すること。

## 8 適用

本取扱いは、都市基盤整備部において、令和6年7月1日以降に起工する案件に適用する。

(参考) 休日について

○大田区の休日を定める条例

平成元年3月22日

条例第1号

改正 平成4年6月26日第31号

(区の休日)

第1条 次に掲げる日は、区の休日とし、区の機関の執務は、原則として行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、区の休日に区の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第2条 区の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが区の休日に当たるときは、区の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

付 則（平成4年6月26日条例第31号）

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

## 記載例

### 1 起工書への記載

起工書の「その他」に「週休 2 日制確保工事（受注者希望型）」であることを記載。

### 2 入札時の告示の記載

入札時の告示において、以下のように記載する。

本案件は、「週休 2 日制確保工事（受注者希望型）」である。

### 3 特記仕様書記載例

(1) 本工事は、「週休 2 日制確保工事（受注者希望型）」の対象案件である。

(2) 実施にあたっては、『大田区都市基盤整備部発注工事における「週休 2 日制確保工事（受注者希望型）」の試行について』に基づき行う。

なお、『大田区都市基盤整備部発注工事における「週休 2 日制確保工事（受注者希望型）」の試行について』は、大田区ホームページから入手できる。

(<https://www.city.ota.tokyo.jp/download/jigyousha/ukeoi/dobokukouji/syukyu2kasei.html>)

週休 2 日制確保工事における各種補正について

《現場閉所》

1 現場閉所の定義

現場閉所状況の定義は、次のとおりとする。

(1) 4 週 8 休以上

現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上の場合

(2) 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満

現場閉所率が 25.0%（7 日/28 日）以上 28.5%未満の場合

(3) 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満

現場閉所率が 21.4%（6 日/28 日）以上 25.0%未満の場合

2 経費の補正

現場閉所状況が 4 週 6 休以上（現場閉所率 21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械賃料、市場単価、土木工事標準単価に対して週休 2 日の補正を適用した単価を計上する（補正係数表は 3 の表のとおり）。

なお、「土木工事標準単価」については、積算基準（東京都建設局）の記載による。

3 補正係数表

下表の補正係数は、令和 6 年 7 月 1 日以降に起工した案件に適用する。

	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
労務費	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
機械賃料	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 4
共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 3	1. 0 4
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 4	1. 0 6

## 市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付き硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

注1 現場閉所率が21.4%（4週6休）未満となった場合は、上記の補正を行わない。

#### 4 その他

週休 2 日制確保工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

#### 《交替制》

##### 1 休日率の定義

休日率の定義は、次のとおりとする。

###### (1) 4 週 8 休以上

休日率が 28.5%（8 日/28 日）以上の場合

###### (2) 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満

休日率が 25.0%（7 日/28 日）以上 28.5%未満の場合

###### (3) 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満

休日率が 21.4%（6 日/28 日）以上 25.0%未満の場合

##### 2 経費の補正

休日確保状況が 4 週 6 休以上（休日率 21.4%以上）の場合は、休日率に応じて、労務費及び現場管理費、土木工事標準単価を補正する（補正係数表は 3 の表のとおり）。

なお、「土木工事標準単価」については、積算基準（東京都建設局）の記載による。

##### 3 補正係数表

下表の補正係数は、令和 6 年 7 月 1 日以降に起工する案件に適用する。

	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
労務費	1. 0 1	1. 0 3	1. 0 5
現場管理費率	1. 0 1	1. 0 2	1. 0 3

注 1 労務費分が明らかとなっていない市場単価等は、補正の対象としない。

注 2 休日率が 21.4%（4 週 6 休）未満となった場合は、上記の補正を行わない。

#### 4 その他

週休 2 日制確保工事に伴う書類の作成費用は、休日率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。





例)【現場閉所報告書】 令和〇〇年度 〇〇工事 (工期 令和〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇〇年〇月〇日)

- ① 対象期間内日数 340 日
- ② a 4週8休以上 97 日 = ① × 0.285 (8日/28日) (小数点以下切り上げ)
- b 4週7休以上 4週8休未満 85 日 = ① × 0.250 (7日/28日) (小数点以下切り上げ)
- c 4週6休相当 4週7休未満 73 日 = ① × 0.214 (6日/28日) (小数点以下切り上げ)

③ 現場閉所日数 116 日

※必ず検算すること。

②a ≤ ③ ∴ 4週8休相当以上

※入力月が12か月を超える場合は、行追加やシート追加等を適切に行い、  
本工事全体での①から③の合計日数を報告すること。

令和3年4月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 9	
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	作		
令和3年5月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 13
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	休	休	休	休	休	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休		
令和3年6月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 8	
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作		
令和3年7月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 17 現場閉所日数 7
	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金		
	期間種別	工	工	工	工	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	製	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	休	休	休	休	作	作	作	作	作		
令和3年8月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 26 現場閉所日数 11
	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	夏	夏	夏	夏	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	休	作	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	休	休		
令和3年9月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 12	
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	作	休	休	天	天	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休	休	休	休	休	作	作	作	作	作	作		
令和3年10月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 10
	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	作	休		
令和3年11月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	実施要領3における 対象期間日数 30 現場閉所日数 10	
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月			
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	休	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	休	休	作	作	作	休	休	作		
令和3年12月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 8
	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	休	休	休		
令和4年1月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 9
	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
	期間種別	年	年	年	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	休	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休		
令和4年2月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	実施要領3における 対象期間日数 28 現場閉所日数 10			
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月				
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		工		
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	休	休	作	作	休	休	作		作	作	
令和4年3月	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	実施要領3における 対象期間日数 31 現場閉所日数 9
	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		
	期間種別	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	工		
	作業・閉所種別	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作	休	休	休	作	作	作	作	休	休	作	作	作	作		

【休日確保状況報告書】

令和〇〇年度 〇〇工事（工期 令和〇〇年〇月〇日 ～ 令和〇〇年〇月〇日）

- 0.285 a 4週8休以上（休日率28.5%以上）
- 0.25 b 4週7休以上 4週8休未満（休日率25.0%以上28.5%未満）
- 0.214 c 4週6休相当 4週7休未満（休日率21.4%以上25.0%未満）

入力箇所

∴ 4週7休相当

会社名	氏名	対象期間日数	休日日数	休日日数の割合	平均（休日率）
A建設	〇〇	100	28	28.0%	27.0%
	□□	100	28	28.0%	
	◇◇	100	28	28.0%	
		100	28	28.0%	
B建設（一次下請）	●●	70	19	27.1%	
	■ ■	70	19	27.1%	
	◆ ◆	70	19	27.1%	
		70	19	27.1%	
C電設（二次下請）	△△	50	13	26.0%	
		50	13	26.0%	
		50	13	26.0%	
		50	13	26.0%	

※「会社名」、「氏名」、「対象期間日数」、「休日日数」欄に記入する

※対象期間日数について、元請会社は技術者及び技能労働者の従事期間の日数、下請会社は施工体制台帳上の工期日数を基本とする

※技術者及び技能労働者の出勤状況が分かる一覧表と休日が証明できる書類を添付する

※対象者数に応じて、行の追加削除を適切に行う

※必ず検算する